

第7次八潮市障がい者行動計画・第6期八潮市障がい福祉計画（案）に対するご意見と市の対応

1 意見募集期間

令和2年11月24日から12月24日まで（31日間）

2 意見提出者数・件数 提出者数 1人

提出件数 6件

3 意見と市の考え方

反映の区分

A：意見を反映し、案を修正する（した）	2件
B：すでに案で対応している	4件
C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく。	0件
D：意見を反映できなかった（しない）	0件
E：その他	0件

意見番号 計画案のページ	ご意見の要旨	市の対応・考え方	反映 区分
意見1 P40 事業番号30	意思疎通支援事業の充実の事業対象に高次脳機能障害の人も含まれていることを記してください。	P40 ページ・事業番号30「意思疎通支援事業の充実」の事業内容についてを次のとおり修正させていただきます。 「また、 <u>意思疎通の支援を必要とする障がいのある人への円滑な意思疎通のために必要な支援</u> について、関係団体と意見交換を行い・・・」	A
意見2 P52 事業番号79 P91 （3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実	「医療的ケアが必要な重症心身障害者、遷延性意識障害等や強度行動障害、高次脳機能障害等の支援が難しい障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化を図り、緊急時の対応や備えについて、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制を構築していく」ことを記してください。	地域生活支援拠点は、障がいのある人や家族が暮らし続けることができる地域づくりを目的とし、拠点におけるそれぞれの支援者が共通認識を持ち、協力・連携していくものであることから、支援が難しい障がい者等も計画案に含まれていると考えております。	B

意見番号 計画書のページ	ご意見の要旨	市の対応・考え方	反映 区分
意見3 P54 基本目標3 障 がい児の健やか な育成を支援す る体制の充実 P93 (5) 障がい児 通所支援の提供 体制の整備等 P104 (6) 障がい児 の支援	「強度行動障害や高次脳 機能障害を有する障害児に 対する支援体制の充実」に ついて記してください。	計画の対象「障がい者の範囲」 において、強度行動障がいや高次 脳機能障がいのある人も障がい 者として施策の対象としており ます。 また、54ページの基本方針で は、地域支援体制の充実の取組み において、障がいのある児童の健 やかな育成を支援することとし ております。	B
意見4 P77 基本方針2 相 談支援提供体制 の充実・強化	「埼玉県総合リハビリテ ーションセンター内に設置 されている高次脳機能障害 者支援センターとも連携し ながら、高次脳機能障害児 者への相談体制の充実・強 化を図ります。」といったこ とを記してください。	すべての障がいのある人に対 して、「相談支援事業の充実」、「相 談体制の整備」を重点事業として 取り組んでまいります。	B
意見5 P95 (1) サービス の種類と実施内 容表内 自立訓 練（機能訓練）	自立訓練（機能訓練）の 内容のところ、対象に高 次脳機能障害の人も含まれ るようになったことを記し てください。	自立訓練（機能訓練）の内容を 「 <u>身体障がい者や難病患者に対 して、地域生活を営む上で一定の 支援が必要な障がい者に対して、</u> 理学療法、作業療法・・・」と修 正いたします。	A
意見6 掲載ページなし	計画のいずれかのところに 「強度行動障害や高次脳機 能障害を有する障がい者 に対する支援体制の充実」に ついて記してください。	計画の対象「障がい者の範囲」 において、強度行動障がいや高次 脳機能障がいのある人も障がい 者として施策の対象としており ます。	B